

## 徳島県労委平成19年(不)第3号 日亜化学工業事件

徳島県労働委員会

会長 笹谷 正廣 殿

### 救済命令を求める要請書

日亜化学は、実態は労働者派遣であるのに請負と称して働かせるいわゆる偽装請負を続けていました。このようななかで、そこで働く労働者が全日本金属情報機器労働組合（以下JMIU）に加盟し、日亜化学に偽装請負の解消と正規雇用を求めるとともに徳島労働局に偽装請負を告発し、直接雇用の指導・勧告を求める申告を行いました。これに対し、日亜化学は県を仲介者としてJMIUとの間で「3年以上働いた請負労働者について経験を最も重視する採用選考をおこない直接雇用する」「請負労働者の雇用や労働条件に配慮する」などの「合意」をおこない労働局への申告を取り下げさせました。

ところが、日亜化学は、JMIUの組合員を誰一人採用しないばかりか、職場からも放逐するという暴挙を行いました。日亜化学が、違法な偽装請負を繰り返していたことは、徳島労働局の平成17年1月17日及び平成20年8月20日付の指導票を見ても明らかです。また、組合が主張する「合意」があったことも日亜化学や県の対応からも明らかです。

そもそも違法な偽装請負を行っていた日亜化学には、労働者に直接雇用を申し入れる義務があったのであって、労働者を選別する権利などなかったのです。徳島労働局も認定したとおり派遣労働の期間の制限も超えており直ちに全員を直接雇用するべきだったのですが、一度には困難として3年勤続した労働者から順次直接雇用するとしたのです。そして3年の猶予の代償としてその間の雇用保障も約束させたのが今回の「合意」なのです。そのような「合意」もなしに労働組合が申告を取り下げるはずがないのです。

日亜化学は、事業拡大で多くの新卒・中途採用を行っていいながら、JMIUの組合員が組織された職場からは誰一人として採用せず、組合員等を職場からことごとく放逐したのは、JMIUを嫌悪し、日亜化学から労働組合を排除する目的で行われたことは明らかです。

日亜化学は、「日亜には労働組合を認めない」という考え方を貫くために、「合意」を踏みにじり、組合員を日亜から排除したというのがこの事件の真相です。貴委員会が、労働者救済機関としての役割を發揮され、日亜化学の不当労働行為を断罪し、違法行為を告発した組合員が日亜化学に雇用されるよう、労働者救済命令を下されるよう強く要請します。

年 月 日

団体名

住 所

代表者

印

